

# 岐阜県立大垣工業高等学校

## 校則の改正又は廃止の手続き

- 1 ①生徒会は生徒の意見を集約し、生徒議会を招集して改正又は廃止の承認を得た後、校長に対しそれらを求めることができる。  
  
②育友会は育友会員の意見をもとに、役員会で審議し、学校へ校則改定又は廃止を求めることができる。  
  
③教職員は学科、分掌を通じて会議等で校則改定又は廃止を提案することができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、担当分掌の教員および生徒代表からなる「検討委員会」等を立ち上げ、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。